

沖縄県立普天間高等学校の移転整備に関する意見書

沖縄県立普天間高等学校は、設置基準は満たされているものの、市立普天間小学校と隣接した、約3万平米の狭隘な学校敷地のため、1,200名余の生徒のニーズに応えた教育活動や課外活動を行えない状況にある。また、防災上も危険な状態にあり、教育環境の整備が求められている。

本市においては、平成26年6月に開催された駐留軍用地跡地利用推進協議会での、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）への当校の移転整備に関する協議等を踏まえ、県と連携して取り組んできた経緯がある。

そのような中、当校の用地取得について、沖縄県教育委員会へ照会したところ、平成28年11月25日付にて国からの特別な財源措置のめどが立たないなどの理由から、移転整備は困難であるとの回答があった。

当校を移転整備することは、跡地利用のモデルケースとなるだけでなく、中心市街地と連動した周辺のまちづくりに貢献するとともに今後移転整備される琉球大学医学部との高大連携等による充実した教育環境が実現されることにより、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる優れた人材を育み地域の発展に寄与する高等教育の推進にもつながり、沖縄県全体への振興・発展にも資するものである。

よって本市議会は、沖縄県立普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）への移転整備の実現に向け、財源措置を講じていただくとともに、国・県・市の協力体制を強化していただくよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月28日

沖縄県宜野湾市議会

【あて先】 内閣総理大臣、文部科学大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長